

保全・更新計画

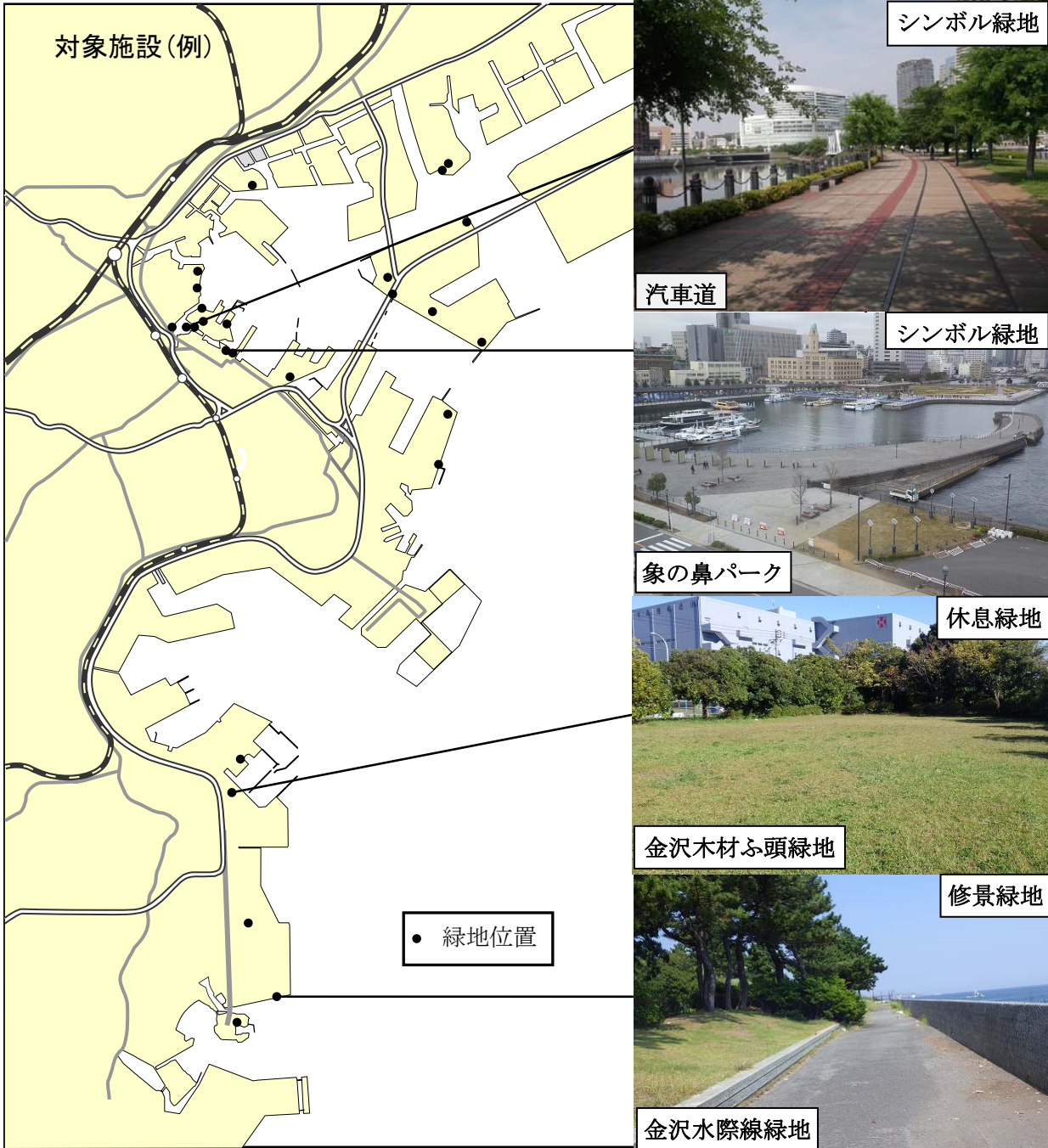
《Ⅲ 港湾環境整備施設（緑地）》

1 対象施設

横浜港内の港湾局が所管する緑地を対象とします。

| | | | |
|----------|-----|------|--------|
| 港湾環境整備施設 | 緑地※ | 45箇所 | (84ha) |
|----------|-----|------|--------|

※緑地に付随する駐車場（臨港交通施設）を含む。



主な緑地

日本丸メモリアルパーク、臨港パーク、自動車道、赤レンガパーク、象の鼻パーク、金沢白帆緑地、八景島緑地、金沢木材ふ頭緑地、金沢水際線緑地、大黒ふ頭緑地

2 施設の現状分析

(1) 現状分析

港湾局が管理する緑地については、観光客や市民利用者が多い港湾のシンボリック機能を担う「シンボル緑地」、港湾内の人々の休憩や軽度の運動のために供される「休息緑地」、風致美観の向上や景観的に単調な空間に変化を与える「修景緑地」、道路交通によって発生する騒音、排気ガスの弊害から自然・生活環境を保護するための「道路沿緑地」に区分されます。

表 2-1 港湾環境整備施設（緑地）の整備状況

| 名称 | 供用開始 | 面積(ha) | 地区 | 緑地タイプ |
|---------------|------|--------|-----------|--------|
| 横浜港シンボルタワー※ | 1986 | 5.3 | 本牧ふ頭 | シンボル緑地 |
| 臨港パーク※ | 1991 | 7.9 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 国際交流ゾーン | 1991 | 5.0 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 日本丸メモリアルパーク | 1991 | 3.9 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 末広緑地 | 1992 | 0.2 | 末広 | シンボル緑地 |
| 八景島緑地 | 1993 | 13.9 | 八景島 | シンボル緑地 |
| 自動車道 | 1997 | 1.0 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 運河パーク | 1999 | 1.1 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 赤レンガパーク※ | 1999 | 5.7 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 金沢白帆緑地 | 1999 | 1.9 | 金沢 | シンボル緑地 |
| 新港パーク | 2001 | 2.2 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 山下臨港線プロムナード | 2002 | 0.3 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 新港中央広場 | 2005 | 1.1 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 末広水際線プロムナード | 2006 | 1.2 | 末広 | シンボル緑地 |
| 象の鼻パーク | 2009 | 3.3 | みなとみらい 21 | シンボル緑地 |
| 本牧ふ頭緑地※（3箇所） | 1978 | 0.4 | 本牧ふ頭 | 休息緑地 |
| 大黒ふ頭中央緑地 | 1979 | 5.8 | 大黒ふ頭 | 休息緑地 |
| 出田町ふ頭緑地（4箇所） | 1992 | 0.1 | 出田町ふ頭 | 休息緑地 |
| 金沢木材ふ頭緑地（5箇所） | 1992 | 2.5 | 金沢 | 休息緑地 |
| 金沢福浦地区緑地（4箇所） | 1992 | 3.3 | 金沢 | 休息緑地 |
| 大黒ふ頭東緑地 | 1992 | 0.5 | 大黒ふ頭 | 休息緑地 |
| 大黒ふ頭西緑地 | 1992 | 1.3 | 大黒ふ頭 | 休息緑地 |
| 金沢水際線緑地（6箇所） | 1987 | 9.8 | 金沢 | 修景緑地 |
| 山下ふ頭緑地（3箇所） | 1992 | 0.3 | 山下ふ頭 | 修景緑地 |
| 大黒ふ頭先端緑地※ | 1996 | 3.2 | 大黒ふ頭 | 修景緑地 |
| 大黒ふ頭緑地 | 1992 | 2.6 | 大黒ふ頭 | 道路沿緑地 |

※駐車場（臨港交通施設）を含む施設。

(2) 長寿命化の取組み

今後、緑地の老朽化に伴い修繕や改修等の増大が見込まれますが、港湾局が管理する緑地については、施設の劣化が即時に事故を誘発する遊具類が無いことを踏まえ、劣化や損傷の進行に応じて補修・補強・更新を判断する「事後保全型」の維持管理を行います。

3 概ねの計画期間

平成 28 年度から平成 42 年度（2030 年度）までの 15 年間とします。

4 点検・診断の方法

(1) 点検診断の基本方針

定期点検診断は、港湾法（第五十六条の二の二）に基づき、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」で示された「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局 平成 24 年 4 月）に準じて実施します。

(2) 点検診断の実施内容

点検は、施設の機能を維持し信頼性・安全性を確保することを目的に、日常点検、定期点検、緊急点検に区分し実施します。日常点検は利用者が多いエリアは毎日、比較的少ない地域は 1 ヶ月に 2 回行います。

表 4-1 点検診断の概要

| 点検の種別 | 点検の目的と概要 | 実施頻度 | 点検者 |
|-------|--|-------------------------|-------|
| 日常点検 | 日常的に行う巡回時に、主として施設の外観（全体）を目視することにより、異常の有無を確認する。 | 毎日～2 回/月 | 管理者 |
| 定期点検 | 施設の異常等の有無を調べるために定期的に行う。 | 1 年に 1 回 | 管理者 |
| 緊急点検 | 地震・台風等の災害が発生した場合など必要に応じて行う。 | 発生後速やかに | 管理者 |
| 詳細点検 | 損傷原因や損傷の程度をより詳細に把握するために行う。 | 定期点検および緊急点検等で必要と判断されたとき | 専門技術者 |

(3) 施設の健全性

定期点検等により損傷状況の把握を行います。対象施設ごとの主な損傷の種類は以下のとおりです。

表 4-2 対象施設ごとの損傷の種類

| | 対象施設 | 主な損傷の種類 |
|---------------|----------------|------------------|
| サービス・修景・建築施設等 | ベンチ・パーゴラ・あずまや等 | ぐらつき、本体の破損、腐食 |
| | 案内板・制札板等 | 判読不能、破損、支柱の腐食、傾き |
| | 施設全般 | 塗装の劣化 |
| 管理施設 | 柵・手すり・車止め等 | 腐食、割れ、折れ、傾き |
| | 擁壁等 | 破損、クラック、変形、目地の開き |
| | 施設全般 | 塗装の劣化 |
| 園路広場・駐車場 | 縁石・階段・デッキ・舗装等 | 割れ、折れ、傾き、段差、排水不良 |
| 給水設備 | 水飲み・散水栓 | 割れ、折れ、傾き、ゆがみ、緩み |
| 排水設備 | 側溝・柵・蓋・縁塊 | 破損・蓋の紛失・ズレ・がたつき |
| | 海釣り施設 | 渡り板、手摺り、柵の腐食、破損 |
| | 植栽 | 倒木、枯損木、落下、通行の支障 |
| その他 | ハンドホール蓋・縁塊・照明 | 蓋の紛失・破損・ズレ、支柱の腐食 |

※建物については保全・更新計画（建築）に含まれます。

緑地内の各施設の損傷状況より性能低下度を判定します。また性能低下度に応じた対応を的確に実施します。

表 4-3 施設の性能低下度と対応

| 性能低下度※ | 定義 | 対応 |
|--------|------------------------------|----------|
| A | 施設の性能が相当低下している状態 | 緊急補修 |
| B | 施設の性能が低下している状態 | 早期の補修・補強 |
| C | 変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態 | 経過観察 |
| D | 変状は認められず、施設の性能が十分に保持されている状態 | 経過観察 |

※「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に基づく性能低下度

施設ごとに性能低下度を判定しますが、施設ごとの性能低下度とそれを有する緑地全体の性能低下度には相関性が低いため、緑地ごとの性能低下度の判定は行いません。例えば、あるベンチの性能低下度がAだとしても、その緑地の性能低下度に与える影響は限定的であると言えます。

5 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位については、点検診断により確認した施設の性能低下度や人の負傷や物の損傷に繋がる危険度合、並びに利用頻度を総合的に勘案し決定します。

判断基準

- ①人・物に対する危険度合
- ②市民・観光客・就業者等の利用状況
- ③施設の性能低下度、建設後の経過年数

6 補修・補強や更新等の考え方

施設の長寿命化及び横浜港の賑わい機能の強化に向け、上記「対策の優先順位の考え方」に基づき、効果的な補修・補強や更新等を実施していきます。

補修については、施設の安全性の確保と機能維持を第一に、関係者と協議し、緊急度に応じて実施します。

参考

点検診断に基づく対策の種類及び内容

| 対策の種類 | 対策の内容 |
|-------|------------------------|
| 経過観察 | 点検項目・頻度は従来通りで今後も継続する |
| 補修 | 性能や耐久性を当初レベルまで回復する |
| 補強 | 性能や耐久性を当初レベル以上に向上させる |
| 更新 | 補修、補強よりも更新が合理的な場合に更新する |

7 効果的・効率的な保全・更新に必要な対策の考え方

施設ごとの劣化や損傷の進行に応じて補修・補強・更新を判断する「事後保全型」の維持管理を基本としますが、補修、補強、更新は、緊急補修を除き、効率的かつ経済的な工法、事業手法を関係者と協議し各年度事業量を平準化させて計画的に実施します。

また、点検・診断や補修、改修、更新等に当たっては、施設情報についてのデータ化、関係機関との情報共有化を図っていきます。

8 対策等費用

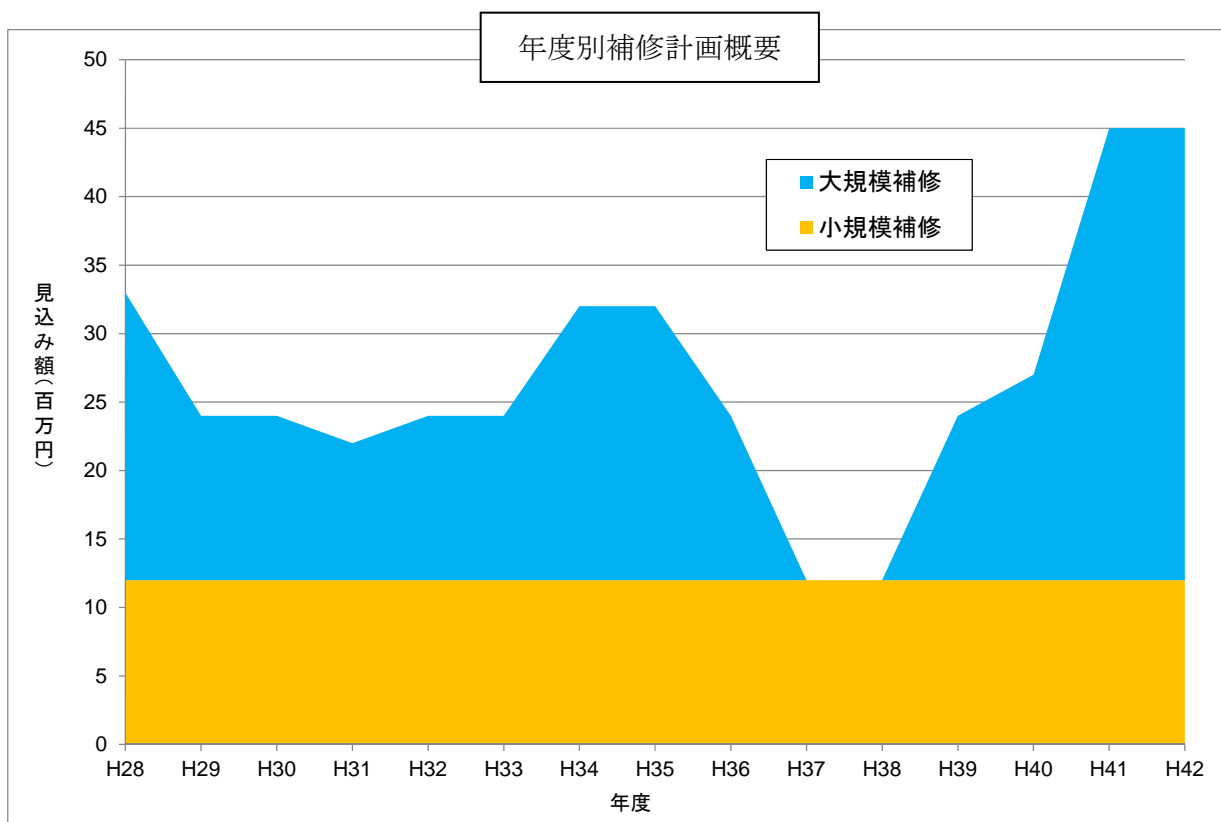
これまでの緑地の修繕費をふまえて対策費を試算すると次の通りです。

横浜港 緑地・補修等実施計画表(概要)

| 点検の種別 | 平成 28 年度～32 年度 | 平成 33 年度～37 年度 | 平成 38 年度～42 年度 |
|-------|----------------|----------------|----------------|
| 大規模補修 | 67 百万円 | 64 百万円 | 93 百万円 |
| 小規模補修 | 60 百万円 | 60 百万円 | 60 百万円 |

※小規模補修は1か所おおむね2百万円未満の工事を指し、小破修繕工事で対応します。
(例：フェンス・ベンチの補修)

※上記補修計画表の見込み額及び実施内容については、現時点での計画であり、確定したものではありません。



策定：平成 29 年 3 月
更新：平成 30 年 3 月